

岩手労働局における「過労死等防止啓発月間」における取組について

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくするためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

全国での取組はこちら ⇒ [厚生労働省ホームページ「11月は過労死等防止啓発月間」です。](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177422.html)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000177422.html>

厚生労働省 専用WEBサイト 過重労働解消キャンペーン
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign2015.html>

○岩手労働局での取組について

1 過重労働解消キャンペーンについて

(1) 労使の主体的な取組の推進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促進します。

要請内容はこちら ⇒ [使用者側団体](#) [労働者側団体](#)

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問して取組事例を収集し、ホームページ等を通じて紹介します。

⇒ 日程が決まり次第お知らせします。

(3) 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、長時間労働が疑われる事業場等に対して監督指導を実施します。

⇒ 11月以降、岩手労働局内の各労働基準監督署において実施予定です。

(4) 電話相談の実施

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施します。

実施日時；平成29年10月28日（土）9：00～17：00
フリーダイヤル 0120-794-713

2 過労死等防止対策推進シンポジウムについて

盛岡市において、過労死とその防止について考えるシンポジウム（参加無料）を開催します。

開催日時；平成29年11月28日（火）13：30～16：00（受付13：00～）

会場；エスポワールいわて 2階大ホール（盛岡市中央通1丁目1-38）

詳しくはこちら ⇒ [過労死等防止対策推進シンポジウム 岩手会場](https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisymposium/pdf/iwate.pdf)
<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisymposium/pdf/iwate.pdf>

お申し込みはこちら ⇒ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisymposium/01>

全国の状況はこちら ⇒ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisymposium/>
厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニークのホームページへ